令和８年（フ）第２５２号
愛知県稲沢市小沢二丁目３番14号　サンパーク林205
債務者　井上　正樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８３号
三重県津市牧町262番地22　ボヌール牧202
債務者　藤本　恵
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９９号
三重県津市河芸町上野450番地２
債務者　吉田　信雄
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０７号
三重県津市半田453番地７　アクティブシティＡ202
債務者　藤井　美和
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１８号
三重県鈴鹿市算所五丁目16番25号　メゾンラバンテＡ－Ｄ、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘二丁目４番20号　サンパレス２Ｅ
債務者　水谷　愛
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６号
和歌山県田辺市天神崎15番50－203号、前住所和歌山県田辺市上の山一丁目８番11－203号
債務者　前田　汐里
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第５０号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1062番地の６
債務者　小門伊吹希
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第２９号
北海道室蘭市高砂町１丁目28番17号　ＪＲＡＰ201号棟206号室
債務者　菅原　芽宮（旧姓　村上）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
北海道帯広市西11条北３丁目１番地１　シンセイパレスＢ　Ｅ号室
債務者　衣原　優紀
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
北海道帯広市西12条南31丁目１番地５　ローデンハイム２階Ｄ号
債務者　永井　柾幸
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
茨城県日立市大久保町２丁目３番10－202号
債務者　村橋みつる
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９４０号
横浜市鶴見区生麦４丁目10番20－203号
債務者　櫻井　玲子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５６号
横浜市青葉区荏田北３丁目２番地７　エクセルプラザ107
債務者　小澤　侑亮
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９５号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑566番地　サンライトオガワ205号室
債務者　上田　敏充
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５５号
横浜市港南区野庭町670番地　野庭住宅１棟105号
債務者　高澤　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６０号
神奈川県海老名市望地２丁目14番６－304号
債務者　片桐　知美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５５号
横浜市瀬谷区相沢１丁目９番地３　　ディアコート　セヤ　202号室
債務者　稲葉　武美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部